

## 平成 30 年度玉東町立山北小学校 心のアンケート ～楽しい学校生活をおくるために～の結果について～

### 1 調査結果の概要（抜粋）※（ ）内は前年度比

- (1) 「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童  
94.4%(-1.9ポイント)であり、平成29年度に比べて概ね横ばいとなっている。
- (2) 「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒  
32.7%(+14.7ポイント)であり、「いじめられた」と回答した児童の学年別割合をみると、前年度と同様に1年生から3年生が7割を超えている。
- (3) 「いじめられた相手」  
「クラスの人」が最も多く、次いで「上級生」、「クラブ活動を一緒にしている人」が挙がっている。
- (4) 「どんないじめを受けたか」  
「仲間はずれにされた」が最も多い。次いで「言いがかり、おどし」、「殴られた、蹴られた」となっている。
- (5) 「今もいじめは続いている」と回答した児童  
いじめられたことがある児童のうち「今もいじめが続いている」と回答したのは、40%(+20ポイント)である。その後の継続的な取組により1月末時点でいじめ行為は概ね止んでいるが、一部の児童については、細やかな様子観察など見守りを続けている。
- (6) 「いじめられたことをだれかに話したか」  
「話をした」と回答した児童は、85.7%(+10.5ポイント)である。
- (7) 「いじめを受けた人は、だれに話をしたか」  
全体として「家族」、「担任の先生」へ相談する割合が高く、次いで「友だち・先輩」「養護の先生」、「担任・養護以外の先生」となっている。
- (8) 「いじめを受けた人は、なぜ話をしなかったか」  
「さらにいじめられると思った」、「自分で解決できると思った」や「家族などに心配をかけると思った」という理由が挙げられた。
- (9) 「自由に使えるネットに接続可能な機器（携帯端末：ゲーム機器等を含む）を持っているか」  
72.9%(-1.0ポイント)である。なお、「ゲーム機」が最も多く、次いで「タブレット端末」となっている。スマートフォンの所持率については17.8%である。
- (10) 「上記（9）で答えた機器で、よく使用する機能は何か」※小学校3年生以上が回答  
「ゲーム」が最も多く、次いで「メディアプレーヤー」が多かった。
- (11) 「家庭でのきまりごと（ルール）があるか」  
「ある」と回答した児童は、71.9%(+5.9ポイント)となっている。

### 2 学校の主な取組

- (1) 教育相談（年3回：6月、11月、1月）と日常的な見守り等  
定期的な教育相談を実施し、児童の個々の思いや友達関係を理解する機会とする。また、日頃から児童の見守りや・観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、「子どもを語る会」や「いじめ不登校対策委員会」等において、教職員相互が児童についての情報交換・共有を行い、組織的に事案に対応する。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携  
熊本地震に係る「心のケア」も含めて、心理・福祉等の専門家の積極的な活用を図り、関係機関と連携して学校の教育相談体制を充実させる。
- (3) ストレス対処教育  
いじめ・不登校等の要因となる児童の様々な生活上の困難・ストレスに適切に対処できる力を育てることを目的とし、「ストレス対処教育」を全学年で実施する。
- (4) 電話相談窓口カード  
関係機関の相談窓口電話番号をまとめたカードを全児童に配付した。だれにも相談できないときの相談先の一つとして継続して周知を行い、いじめの早期発見、早期対応につなげている。

参考

文部科学省資料「いじめの認知について」から抜粋

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。